



平成27年4月28日

各位

会社名 NEC ネットズエスアイ株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 和田 雅夫
(コード番号 1973 東証第一部)
問合せ先 執行役員 山本 徳男
(TEL 03-6699-7007)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第83期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、業務執行を行わない取締役および監査役において、責任限定契約を締結することができることに伴い、現行定款第25条および第32条において所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第25条 本会社は、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第25条 本会社は、<u>取締役</u>(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条～31条 (略)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第32条 本会社は、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条～31条 (略)</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第32条 本会社は、<u>監査役</u>との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月23日 (火曜日)

定款変更の効力発生日

平成27年6月23日 (火曜日)

以 上